

論文概要書

題目: 遼宋増幣交渉における「漢人」の研究

洪 性珉

本論文は、10～13世紀東アジアの多国並存体制（Multistate System）における盟約を重視する傾向、国家を分析単位とし、「線」の形の国境を重視する傾向、そして具体的な研究方法として、宋側の史料を扱うに当たって注意しすぎる傾向について問題を提議し、考察を行ったものである。

具体的には、第一章では1004年に結ばれた澶淵の盟ではなく、1042年に行われた遼宋増幣交渉が遼宋関係に持つ意義について考察した。第二章では、増幣交渉における遼側の交渉担当者である劉六符の言動を確認した結果、彼を単に「契丹皇帝に忠誠を尽くした漢人官僚」と定義しきれないことを確認し、その一族の動向を分析して燕雲地域の漢人の帰属意識について考察した。第三章では、遼宋接壤地域に存在した両属民について注目し、彼らが両国から賦課された税役に対して如何に対応したかについて考察した。第四章では、宋の対遼諜報活動について分析し、その意義を特に宋の対遼関連史料の來源と関連付けて評価した。第五章では、陸游の『老学庵筆記』に収録されている燕雲地域の減税記事の來源について考察した。最後に、補論では『御定宋史箋』「遼伝」を分析し、後代には宋・遼が如何に認識されてきたかについて考察した。本論で考察した内容を要約すると以下の通りである。

第一章では、遼宋増幣交渉について考察した。景福元年（1031）に遼の聖宗の後を継いで興宗耶律宗真が皇帝に即位したが、すぐさま彼の母欽哀皇后とその一族が権力を掌握した。欽哀皇后は、次男耶律重元を皇帝に即位させるためのクーデターを謀議するものの、耶律重元の告発によって失敗に終わり、慶州に幽閉された。その後、興宗と欽哀皇后の間では和解が行われたものの、欽哀皇后は依然として耶律重元を支持していた。

重熙10年（1041）になると、興宗は宋に「関南の地」の返還を要求した。その背景には、欽哀皇后が耶律重元を支持する中で、興宗は国内外に自分が優れた君主であることを誇示する必要があったと考えられる。その際、欽哀皇后の一族である蕭孝穆がそれに反対していることは確認されるが、その一族が反対している様子は確認されない。そして、興宗は劉六符らを宋に遣わすが、劉六符が持っていた国書の内容は、既に宋の間諜によって漏洩していた。宋は、遼の関南の地の要求に対して、歳幣を増やすことで対処する方針を決め、富弼を遼に赴かせ、交渉を行わせた。

この交渉によって、興宗の立場は徐々に変化し、結局増幣を受け入れることにした。先行研究では、興宗が最初から戦争を起こす意図がなかったと見ているが、これは結果論に過ぎない。そして、富弼は、興宗に一貫して増幣の利益を力説し、最終的には増幣で交渉を妥結させることができた。一方、遼側の交渉担当者である劉六符は、宋の領土割譲に拘っていなかったため、興宗の立場とは少し異なっていた。これは、彼が燕雲地域の漢人の立場を代弁していたからだと考えられる。

ところで、遼の内部における劉六符の立場を考えると、やや不自然なところに気が付く。彼は、政治的に蕭孝穆や蕭惠よりその影響力が小さかったのに、如何にして彼の立場を交渉で反映させ得たのか。興宗は、実際に戦争準備を行っており、使者の派遣も興宗が劉六符の助言を受け入れたからとは考えがたい。これに関して宋が遼の国書を事前に入手した経緯についても疑わしい部分があり、それと併せて考えれば、劉六符が交渉を自分の立場に有利にするために、その内容を意図的に漏洩した可能性も想定することができる。

では、この交渉から「遼」という国をどのように理解することができるだろうか。まず、遊牧民の掠奪・分配行為から見ると、興宗と諸部族の間の関係は、依然として遊牧国家の

伝統が残っていた。その反面、遼が歳幣の増額分を燕雲地域の減税政策に用い、燕雲地域の民心の安定に寄与した点は、以前の遊牧国家とは異なると言える。

そして、減税関連記事を照合すると、清寧4年（1058）に銀絹16万両匹を用いて減税を行い、それが燕雲地域の税収入の三分の一に当たることが分かる。すると、遼は清寧3年（1057）の時点で燕雲地域から銀絹に換算して48万両匹の税収入を得ていたことになる。

また、劉六符の発言と以後の遼と宋の間における紛争を照らし合わせてみると、これは遼がバーフィールド氏の言う「外部境界戦略」を宋に駆使していることを意味する。ところで、バーフィールド氏の研究では、契丹を満洲型国家と分類しているが、遼が外部境界戦略を使っていたとすれば、遼の国家の性格を再検討しなければならないことを意味する。

また、「歳幣」と燕雲地域からの「税収入」は、各々遊牧国家が物資を獲得する方法の中の、外部からの「貢納」と定住地域からの「徴税」を意味するが、増幣交渉とこれによる燕雲地域の減税は、両者の割合を調整することを意味する。この割合の調整は、ニコラ・ディ・コスモ氏の言う遊牧国家の発展段階からみると、それに逆行することを意味するので、決して無視することはできない。従って、筆者は遊牧国家の発展段階の中で「遼」をある種の「移行期」として捉えたい。

第二章では、増幣交渉の遼側の交渉担当者である劉六符とその一族の動向を分析して、遼中後期における燕雲地域漢人の帰属意識の変化について考察した。この一族の背景としては、唐の盧龍軍節度使劉怦の子孫という意識を持っており、遼代に入ると劉守敬（劉六符の曾祖父）から遼に仕宦し、劉景（劉六符の祖父）代になると遼の内部で政治的地位を確立した。その傾向は、劉慎行（劉六符の父）まで続き、劉六符の兄劉三嘏と劉四端は、皇族と婚姻関係を結ぶことになった。これら劉氏一族は、千人邑会を通じて地域社会と繋がっていた。一方、宋にも劉怦の子孫が存在していたことも指摘しなければならない。このように、劉六符一族を理解するためには、皇帝との関係、地域社会との関係、宋との関係を全て考慮しなければならない。

増幣交渉の際、劉六符は富弼の付き添いに「私自身は燕人であって、南朝の臣下と元々一家である」といって、宋に両国の友好関係を続けることを勧めている。ところで、増幣交渉の全体の流れから見ると、この劉六符の発言は宋に婚姻か増幣を求めるための言い回しに過ぎない。しかし、これを通じて劉六符には漢人官僚として契丹皇帝に忠誠を尽くさなければならない立場と、漢人としての立場を同時に確認することができる。

遼の幽燕（山前）地域の漢人社会の様子としては、唐代の風習を受け継がれていると同時に、胡化傾向が進んでおり、その内部には士族・疆家富族と、庶族・小民、そして無頼という様々な階層が存在していた。そして、その地域の中では、府・州・県には収まらない、百余人～千余人規模の中間的社会が存在していた。

一方、契丹帰明人の動向を澶淵の盟（1004）から元符3年（1100）まで分析してみると、慶曆3年（1043）を基点にしてその傾向が変わるが、その理由は慶曆3年が澶淵の盟から40年程離れているので、世代交替が行われたことが挙げられる。その中で、劉六符の兄劉三嘏は慶曆4年（1044）に宋に亡命を試み、詩文を作るまでして宋に北伐を勧めた。しかし、契丹皇帝との関係が深かった彼の亡命は、宋に受け入れられず遼に送還された。この劉三嘏の亡命事件は、劉六符と類似な背景を持つ人が、状況によってはどのような行動を取るかについて見せる点で意義がある。

劉六符によって実施された燕雲地域の減税は、増幣交渉の直後に行われた第一次減税と、劉六符の死後に行われた第二次減税に分けられる。その中で第二次減税は、劉六符の遺言によって実施されたという特徴がある。ところで、劉六符の遺言に見られる燕雲地域の民心の動向は、実際に幽燕地域の漢人の行動とは齟齬している。なぜなら、幽燕地域の漢人の行動は、第一次減税を基点にして変わるからである。しかし、遼金交替期の漢人には再び宋に帰属しようとする動きも確認される。したがって、劉六符の遺言から第一次減税以降の幽燕地域の漢人の宋への帰属意識は、彼らの行動からは直接は確認できなくなるものの、その内面には残っていたと考えられる。

第三章では、遼宋接壤地域の存在した両属民について考察した。宋の雄州（現在の河北省雄県）は、遼との接境地域に位置しているため、宋において地理的、外交的、経済的に重要な地域であった。この雄州の北から遼宋国境とも言われる拒馬河（界河とも言う）の南までは、両属地が置かれていた。

雄州の属県である帰義県と容城県は、『遼史』地理志にも確認され、両県は新城県に僑治されていた。これによって、両属民は宋の民であると同時に、遼の民になることを意味し、両属地は宋の領土であると同時に契丹の領土であることを意味する。したがって、両属民の統治は宋にとっても遼にとっても、甚だ微妙な案件となった。

両属民は、雍熙4年（987）に宋の北伐が最終的に失敗し、遼が宋に対して攻勢に転じる状況の中で、①宋の免税、②遼の徴税、③宋の雑税賦課の過程を経て形成され、これは辺境民に対する遼の影響力が強化されたからだと考えられる。そして、澶淵の盟によって両国が現状維持に合意し、両属民の身分も固定された。

両属民は、澶淵の盟の以後、宋側には雑税（科率）と差役を、契丹側には賦税と差役を納めた。彼らの税役負担は、時代によって変化している。その傾向を分析した結果、両属民は片方の負担が重くなった場合、「相手の国への逃走」という形で対応した。このように両属民の賦役回避によって、両国はその賦課について苦慮しなけりなかつた。もし統治の強化のために賦役を重く課そうとすれば、両属民の民心を失い、更には越境という逆効果まで招いてしまう。代わりに両属民を自国側のものにするために賦役を軽くすると、両属民に対する影響力が弱まる可能性がある。更なるその税役賦課は、相手側の賑恤と減税政策に大きく影響されている。従って、両国の税役賦課と両属民の対応は、まるでシーソーのように動いていた。

第四章では、宋の対遼諜報活動を特に宋側に残っている遼関連史料と関連づけて論じた。現代の諜報研究には、「information」と「intelligence」という用語の区分があるものの、翻訳語である「情報」と「諜報」には「intelligence」の「ある内容に対する分析・評価過程」というニュアンスが含まれていない。したがって、本章では「intelligence」を「精製した情報/諜報」と命名し、略して「精報」とする。

雄州には、河北沿辺安撫司が設置され北辺の軍政を掌っており、その中には対遼諜報活動も含まれている。慶暦8年（1048）になると、雄州の他にも大名府、瀛州（高陽関）、鎮州（真定府）、定州に安撫司が置かれ、ここでも対遼諜報活動が行われた。安撫司の下には諜報を専門的に掌る機宜司があつて、その属員として主管刺事人と勾當事人が確認される。

宋代の諜報活動の流れは、①朝廷からの諜報の要求、②安撫司の情報収集、③諜報の分析、④朝廷への上奏に分かれる。まず、朝廷が対遼諜報を要求する時点について分析すると、①遼という脅威の勢力が存在する中で、宋の内部問題によって遼に対する諜報が必要とされる場合と、②遼が具体的な威嚇行動を行った場合に分類される。宋の対遼諜報活動には、両属民を含む幽燕地域の漢人が関わっており、「情報収集者」、「情報伝達者」、「情報提供者」の役割が存在した。このようにして集められた情報は、諜報機関が設置されている地域の知州によって分析され、急脚子によって朝廷に報告された。雄州と開封との距離、そして急脚子の速度を照らし合わせると、雄州から出発した報告は理論上三日後には開封に到着した。

宋の対遼諜報活動の意義は、宋に残されている遼関連記事に来源の一つである点である。皇祐4年（1052）7月から嘉祐元年（1056）8月まで知成徳軍と知定州を歴任していた宋祁は、諜報報告に基づいて「禦戎論」を作成しており、彼が諜報活動によって得た遼の内部情勢と関連する記録は、かなりの確で精度が高かつた。

第五章は、宋代筆記類に残っている遼関連史料の来源として、宋の使者が残した『使遼語録』についての考察である。特に陸游の『老学庵筆記』に収録されている劉六符による燕雲地域の減税記事（以下、「減税記事」と略する）の来源について分析した。清代の考証学者畢沅は、この「減税記事」について「伝聞の誤り」とみて、その信憑性を否定した。

現代の歴史学者もこの畢沅の意見に従い「減税記事」の信憑性を認めない者が多い。

ところで、これらの議論では、この「減税記事」の信憑性について批判しているものの、この記事がどのような経緯で陸游の筆記史料に収められたのかについては全く検討していない。ところで、陸游のもう一つの筆記である『家世旧聞』にも多くの遼関連記事が収録されているので、両筆記史料を総合的に検討して、「減税記事」の由来を明らかにしなければならない。

まず、『家世旧聞』に収められている記事で、その来源が祖父陸佃と父陸宰に由来するものは約77%を占めている。『家世旧聞』の中の遼関連記事も陸佃と陸宰に由来している点では例外ではなかった。ところで、両者の間では少し異なる傾向があり、陸宰の場合は宣和年間（1119～1125）に開封で得た情報であり、陸佃の場合は彼が元符3年（1100）に遼に使いした後書いた『使遼録』からの引用である。

そして、『老学庵筆記』に収められている李儼についての記事は、『家世旧聞』にも確認されるので、『老学庵筆記』の遼関連記事の来源も『家世旧聞』の来源とそれほど外れてはいない筈である。この李儼に関する記事は、その息子李處温によって宋の使者に伝わっているもので、劉六符による「減税記事」も陸佃に伝える遼側の人物を想定しなければならない。それに関連して、陸佃と同時代の人物である劉霄が注目される。なぜなら、彼は劉六符の孫であるため、劉六符による「減税」についても詳しく知っていると考えられるからである。陸佃が遼に使いしていた時期と、劉霄の肩書きを照合すると、陸佃は遼の東京で彼と会い、その時に劉六符に関する情報を得たと考えられる。

この「減税記事」を他の史料と併せて検討すると、劉霄が遼の政治の中で劉六符の行動を強調するために脚色した形で語ったと思われる一部分を除けば、それ以外のところは他の史料から検証が可能であり、ある程度の信憑性が担保できる部分である。従って、「減税記事」を全て伝聞の誤りと看做して否定することではなく、裏付けをとりながら扱えば充分利用しうる史料になる。

最後に、補論では『御定宋史筌』「遼伝」について分析した。『宋史筌』は、朝鮮の正祖と奎章閣臣たちによって編纂された『宋史』の改修書である。『宋史筌』の特徴としては、①南宋末期の皇帝として端宗と末帝の本紀を作ったこと、②遼、金、蒙古を列伝に入れたこと、③周敦頤から朱熹までの五人の理学家を「五賢伝」として独立させたこと、④「遺民伝」を作って宋朝に忠節を尽くした人々を表彰したことが挙げられる。しかし、『宋史筌』編纂の背景である正統論については、今まで十分考察がなされていない。したがって、『宋史筌』「遼伝」を『宋史新編』「遼伝」と比較しながら分析し、その編纂意義について考察した。

『宋史筌』の編纂過程は、英祖48年（1772）に全80巻の初稿が完成し、正祖4年（1780）には全100巻の『宋史筌』（庚子本）が完成し、最終的には1791年に全150巻、61冊となる『宋史筌』（辛亥本）が完成した。そして、『宋史筌』「義例」によると、朝鮮は遼・金を「東北の雑種」、「高麗の属国」と規定し、蒙古の場合は宋が滅んだ後でも「正統」として認めていない。また、外国伝の首位に高麗を置き、その後に遼、西夏、金、蒙古を建國順に配置する特徴を持っている。

『宋史筌』「遼伝」の特徴は以下の通りである。まず、体裁の面では『宋史筌』は『宋史新編』「遼伝」に比べてより厳密な「列伝」の形になっている。更に『宋史筌』は、宋の年号を用いるなど、『宋史新編』より徹底した正統論に基づいて記述している。そして、内容を検討すれば、「遼伝」に現れる『契丹国志』関連の記事は、殆ど『続資治通鑑綱目』からの引用である。また、宋を尊崇する意図を表すため高梁河や岐溝関の戦いをごく簡略に記述し、高麗関連の記事を漏れなく採録することで、編纂の担い手としての朝鮮の立場を反映させた。

最後に、「遼伝」には科挙、儒学、書籍編纂に関する記事を漏れなく収録している。その理由は、「鑑戒」としての機能である。つまり、夷狄である遼でさえ礼教を修めているのであれば、「中華の継承者」たる朝鮮はさらに礼教の振興に励むべきであるという意図

を示している。更に『宋史筌』の外国伝の順序について言えば、「高麗伝」がその首位に置かれている。その意図は、高麗が遼・金・西夏・元とは異なって、礼教がさらに進んでいることを暗示する。これこそ、朝鮮が『宋史筌』外国伝を用いて表そうとした究極的な意図であると考えられる。

『宋史』の改修は、清代の考証学者も行ったものの、全て完成するまでは至らなかった。それに比べると、『宋史筌』の完成は史学史的な意義を持っている。

まとめると、本研究の意義は、①遼宋増幣交渉を多国並存体制の文脈ではなく、遊牧国家と定住国家との間の関係史の中で位置づけた点、②劉六符一族及び両属民を分析して、彼らが国家の論理とは異なる論理で動いていたことを解明した点、③宋側の史料の来源を明らかにし、その価値を再評価した点、④史書の再編纂及び翻訳事業から、後代における宋・遼の継承意識は東アジアの各政権によって異なっていることを解明した点、この四点にある。

最後に、本論文の持つ限界を述べ、今後の課題を提示して結びとしたい。第一に、本論文では専ら漢文史料に依拠しており、契丹文史料はまだ十分な利用環境にはなっていないことが挙げられる。劉鳳翥氏の研究によると、現在墓誌銘など契丹文字の史料が100点近く確認されている。そして、完璧に解読されていないものの、「契丹小字興宗哀冊」の第10行は、現在「**第六一代の - 聖なる - 汗 (=聖宗)**、発展 - □ - 賢 - 坐した、□した - 獲 - 一 - 輝き、□ - □ - □ - □。北 - 南 - 二 - 国 (複数)、□ - □ - □ - □」と解読され、聖宗代の遼宋関係が語られているように思われる。よって、契丹文字史料を精密に解読し、そこから漢語を介さず契丹人の社会、文化、そして世界観などを理解したうえで、当時の国際関係を見ると更に新しい様子が確認できると考えられる。

第二に、当時の国際関係の中で「高麗」の存在を考慮していないことが挙げられる。多国並存体制 (Multistate System) の研究では、盟約の締結に注目しているが、高麗も例外なく締結した国家の一つであった。例えば、高麗では金に誓表を提出することがについて外交問題になっていた。ここで、高麗側の新しい史料として『東人之文四六』が注目される。この『東人之文四六』巻3、「事大表状」には高麗が金に提出した「誓表」が収録されているが、重要なのはその作者が金富軾である点である。金富軾は、高麗の政治家であるが、何よりも『三国史記』の著者として有名である。ところで、彼は宋に三度も使いし、金に送る誓表も彼の作成であれば、金富軾を政治家・歴史家だけではなく、11～12世紀東アジアにおける外交家、ないしは世界人としても捉えることができるのではないか。したがって、今後は『東人之文四六』を積極的に利用して、高麗の立場から10～13世紀東アジアの国際関係についての研究を試みる。その二点については、今後の課題とする。